二　誤解を生じさせる表示の禁止

無料船員職業紹介事業者並びに船員の募集を行う者及び船員募集情報提供事業を行う者並びに無料船員労務供給事業者は、広告等により求人等に関する情報を提供するに当たっては、それぞれ、求職者、募集に応じて船員になろうとする者又は供給される船員に誤解を生じさせることのないよう、次に掲げる事項に留意すること。

㈠　関係会社を有する者が船員の募集を行う場合、船員を雇用する予定の者を明確にし、当該関係会社と混同されることのないよう情報を表示しなければならないこと。

㈡　船員の募集と請負契約による受注者の募集が混同されることのないよう情報を表示しなければならないこと。

㈢　賃金等（基本給、定額的に支払われる手当、昇給、固定残業代等に関する事項をいう。以下この㈢において同じ。）について、実際の賃金等よりも高額であるかのように表示してはならないこと。

㈣　職務について、実際の業務の内容と著しく乖離する名称を用いてはならないこと。

三　船員の募集を行う者による船員の募集等に関する情報の提供

船員の募集を行う者は、法第四十八条において準用する法第十八条第二項の規定により船員の募集に関する情報を提供するに際し、当該情報を正確かつ最新の内容に保つに当たっては、次に掲げる措置を講ずる等適切に対応しなければならないこと。

㈠　船員の募集を終了したとき又はその内容を変更したときは、速やかに当該情報の提供の中止又は内容の訂正をすること。

㈡　船員募集情報提供事業を行う者に船員の募集に関する情報を提供して船員の募集を行っている場合において、当該船員の募集を終了したとき又はその内容を変更したときは、速やかに当該情報の提供の中止又は内容の訂正を当該者に依頼すること。

㈢　㈡の場合において、船員募集情報提供事業を行う者から、船員の募集に関する情報の内容の訂正の有無の確認があったときは、速やかに対応すること。

㈣　船員の募集に関する情報の時点を明らかにすること。

四　求人等に関する情報を正確かつ最新の内容に保つための措置

無料船員職業紹介事業者及び無料船員労務供給事業者は、船員職業安定法施行規則第五条第三項各号に掲げる措置を講ずる等適切に対応しなければならないこと。また、船員募集情報提供事業を行う者は、同令第二十一条の二第二項各号に掲げる措置を講ずる等適切に対応しなければならないこと。

五　地方運輸局（運輸監理部を含む。以下この五において同じ。）の求人情報の転載

地方運輸局が受理した求人の情報を転載する場合は、出所を明記するとともに、転載を行う者の氏名又は名称、所在地及び電話番号を明示しなければならないこと。また、求人情報の更新を随時行い、最新の内容に保つこと。

第五　求職者等の個人情報の取扱いに関する事項（法第十九条（法第四十二条第一項、第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。））

無料船員職業紹介事業者、求人者、船員の募集を行う者、無料船員労務供給事業者及び船員労務供給を受けようとする者は、法第十九条（法第四十二条第一項、第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、求職者等の個人情報を取り扱うに当たっては、次に掲げる事項について適切に対処すること。ただし、二の㈢及び㈣に掲げる事項については、無料船員職業紹介事業者及び無料船員労務供給事業者に限ること。

一　個人情報の収集、保管及び使用

㈠　法第十九条第一項（法第四十二条第一項、第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。）の規定によりその業務の目的を明らかにするに当たっては、求職者等の個人情報（以下この一及び二において単に「個人情報」という。）がどのような目的で収集され、保管され、又は使用されるのか、求職者等が一般的かつ合理的に想定することができる程度に具体的に明示すること。

㈡　業務の目的の達成に必要な範囲内で、当該目的を明らかにして個人情報を収集すること。また、特別な業務上の必要性が存在する場合その他業務の目的の達成に必要不可欠である場合であって、当該業務の目的を示し、本人の同意を得て収集するときを除き、次に掲げる個人情報を収集してはならないこと。

イ　人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他の社会的差別の原因となるおそれのある事項

ロ　思想及び信条

ハ　労働組合への加入状況

㈢　個人情報を収集する際には、本人から直接収集し、若しくは本人の同意の下で本人以外の者から収集し、又は本人により公開されている個人情報を収集する等の手段であって、適法かつ公正なものによらなければならないこと。

㈣　個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限られること。ただし、他の保管若しくは使用の目的を示して本人の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合は、この限りでないこと。

㈤　法第十九条第一項ただし書（法第四十二条第一項、第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。）又は㈡から㈣までに規定する求職者等本人の同意を得る際には、次に掲げるところによらなければならないこと。

イ　同意を求める事項について、求職者等が適切な判断を行うことができるよう、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。

ロ　業務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を収集し、保管し、又は使用することに対する同意を、船員職業紹介、船員の募集又は船員労務供給の条件としないこと。

ハ　求職者等本人が、自由な意思に基づき、明確に表示した同意を得なければならないこと。

二　個人情報の適正な管理

㈠　保管又は使用に係る個人情報に関し、次に掲げる措置を講ずるとともに、求職者等からの求めに応じ、当該措置の内容を説明しなければならないこと。

イ　個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置

ロ　個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するための措置

ハ　正当な権限を有しない者による個人情報へのアクセスを防止するための措置

ニ　収集目的に照らして保管する必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置

㈡　求職者等の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当該個人情報が正当な理由なく他人に知られることのないよう、厳重な管理を行わなければならないこと。

㈢　次に掲げる事項を含む個人情報適正管理規程を作成し、これを遵守しなければならないこと。

イ　個人情報を取り扱うことができる者の範囲に関する事項

ロ　個人情報を取り扱う者に対する研修等、教育訓練に関する事項

ハ　本人から求められた場合の個人情報の開示又は訂正（削除を含む。㈣において同じ。）に関する事項

㈣　個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する事項

㈣　本人が個人情報の開示又は訂正の求めをしたことを理由として、当該本人に対して不利益な取扱いをしてはならないこと。

三　個人情報の保護に関する法律の遵守等

一及び二に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律第二条第十一項に規定する行政機関等又は同法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者に該当する場合には、それぞれ同法第五章第二節から第四節まで又は同法第四章第二節に規定する義務を遵守しなければならないこと。

附　則

この告示は、令和八年五月十三日から施行する。